

埼玉発基 0327 第 4 号
平成 29 年 3 月 27 日

(一社) 埼玉県環境産業振興協会 会長 殿

埼玉労働局長



「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

時下、ますますご清栄のことと喜び申し上げます。

さて、埼玉労働局では、熱中症の予防については、埼玉第 12 次労働災害防止計画（以下「12 次防」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、平成 20 年から 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上の子傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる、との目標が設定されているところだす。

これまで、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年、重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところだすが、12 次防期間中の埼玉県内の発生件数は、平成 29 年 3 月 14 日現在の速報値で、平成 20 年から 24 年までの 5 年間の発生件数の 99%に達し、あと 1 年を残して、12 次防期間中の目標件数を上回る状況となつています。

このうち、平成 28 年の埼玉県内における熱中症の発生状況（平成 28 年 3 月 14 日時点の速報値）は、死亡災害については 0 人で、死傷災害については 13 人と平成

27 年を大幅に下回っているものの、製造業 4 人、建設業 3 人、運送業 3 人と業種別で多岐にわたっていることから業種にかかわらず注意を要するところだす。

熱中症の予防のためには、その発症の評価指標となる WBGT 値（暑さ指数）を測定し、その結果に基づき適切な措置を講じることが必要だすが、今般、簡易に WBGT 値を測定できる「電子式湿球黒球温度（WBGT）指数計」について、その精度を担保するための日本工業規格が制定され、JIS B 7922 として 3 月 21 日に公示されました。

このような状況を踏まえ、日本工業規格に準拠した WBGT 測定器の普及を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とし、厚生労働省においては、別添のとおり標記キャンペーンを実施することといたしました。

つきましては、貴会におかれましては、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その御周知を図っていただきますとともに各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

